

公益社団法人 日本地下水学会
役員候補者選出規程

2014年10月11日 制定

2014年12月13日 改訂

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地下水学会（以下「この法人」という。）の会長及び副会長を含む理事並びに監事（以下「役員」という。）候補者の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(候補者選出)

第2条 次期役員候補者の選出にあたっては、この法人の継続的な運営を考慮し、正会員の役員立候補者を踏まえて理事会の決議により選出する。

- 2 次期役員候補者の選出は、理事と監事のそれぞれについて行う。
- 3 次期理事候補者の選出は、次期理事から会長及び副会長が選出されることを踏まえて選出する。

(役員立候補の要件)

第3条 次期役員候補者への立候補は、自薦又は他薦（推薦を受けて本人が承諾した場合）の二種類とし、いずれの場合も立候補として扱う。

- 2 役員の立候補には正会員一名の推薦を必要とする。
- 3 立候補者は、所定の期日までに理事会に立候補を届け出る。
- 4 立候補の期間は、役員選任の前年度12月1日から2週間とする。

(役員の定数)

第4条 次期役員の定数については、理事会において定める。

(役員候補者の選出方法)

第5条 立候補者及び役員からの推薦者を対象として、理事会決議により次期役員候補者を選出する。

- 2 会長及び副会長以外の次期役員候補者については、連続して4期役員を務めているものは次期役員候補者として推薦しない。
- 3 次期会長及び副会長の候補者は、役員からの推薦者とする。
- 4 役員は、次期会長の候補者を選出する際に、代議員の意見を聴取することができる。
- 5 前項の代議員の意見を聴取する方法は、理事会において次期会長の候補者として選出された複数名の候補者の中から、代議員による無記名投票により行う。代議員の投票は、監事の管理により実施される。

(役員を選任方法)

第6条 定款第22条により、次期役員を代議員総会の決議によって選任する。

2 次期理事会は、次期会長、副会長並びに業務執行理事を、次期理事の中から選任する。

附則：本規程による役員候補者の選出は、2015年度の代議員総会で選任される役員より適用する。